

ニホンカワウソ生息状況調査事業

調査概要（26年度）

【目的】

ニホンカワウソは、豊かな愛媛県 naturally のシンボルともいえる存在であり、現存を諦めていない専門家もいることから、チラシを作成するなどして広く情報を収集するとともに、目撃情報のある地域で現地調査等を実施した。

【委託調査内容】

○調査者

平成26年度 ネイチャー企画

○調査地点

県民等から情報提供のあった場所で生物多様性センター（委託会社）が生息の可能性があると判断し専門的な調査が必要と判断した場所等

○基本的な調査方法

糞、足跡、食痕、爪痕、営巣の跡等を詳細に調査するとともに、センサーカメラを設置し生息状況を確認した。

愛 媛 県

1 調査対象地域と事業実施期間

調査対象地域：愛媛県内全域

事業実施期間：平成 26 年 4 月 23 日から平成 27 年 3 月 20 日

2 調査内容と方法

1) 情報の収集と現地調査

平成 25 年度に引き続き、自然保護課、文化財保護課、生物多様性センター、総合科学博物館、とべ動物園、ネイチャー企画を窓口とし、ニホンカワウソに関する目撃情報等を収集した。また、過去の生息情報や前年度までに寄せられた目撃情報などからニホンカワウソの生息の可能性がある地点を選定して踏査を行い、現地の環境および生息痕跡を確認し記録を行った。

2) 自動撮影カメラ

現地調査を実施した地点では、ニホンカワウソの利用が想定される場所に自動撮影カメラの設置を行った。自動撮影カメラは、温度分布の変化を感知して撮影される仕組みのデジタルセンサーカメラで、Moultrie 社製の M-990i を使用した。自動撮影カメラは数ヶ月ごとにデータ回収と点検を行い、最短でも 1 年間継続して設置することを原則とし、期間を過ぎたものは撤去した。

3 調査結果

1) 情報の収集と現地調査

平成 26 年度は 1 件の目撃情報が寄せられた。また、7 月に情報提供があり、南予の海岸部で回収された動物の死骸について、ニホンカワウソかもしれないということから、死骸を回収して頭骨の形状や歯式から同定を行ったが、結果はハクビシンであった。

新たに現地調査を 2 箇所実施した。現地調査を実施したのは、ニホンカワウソの生息の可能性が高い地点であり、その条件として、過去に生息情報のある地域であり、かつ集落からある程度距離があり、恒常的にヒトの活動がなされておらず、生息していたとしても目撃される可能性が低いと思われる地域とした。また、海岸部においては真水があることも利用に関わる要素と思われ、その点も考慮した。しかし、調査地域付近一帯を踏査し生息痕跡を探索したが、ニホンカワウソのものと思われるものは確認されなかった。

2) 自動撮影カメラ

現地調査を実施した地点では、ニホンカワウソの利用が想定される場所に自動撮影カメラの設置を行った。また、平成 25 年度調査において設置したカメラ 4 台は、設置後 1 年が経過したため撤去した。〔表 1〕

平成 26 年度新たに設置した自動撮影カメラは 2 地点に各 2 台ずつ計 4 台である。

設置開始日から設置終了日までの前年度と今年度の結果を合わせて、設置日から今年度最終

データ回収日までの結果を報告する〔表 2〕。

すべての地点を合わせ、哺乳類 14 種、鳥類 15 種が撮影されたが、ニホンカワウソもしくはニホンカワウソの可能性のある哺乳類は現在までのところ撮影されていない。

表 1. 自動撮影カメラ設置状況

カメラ No	場所	設置開始日	前年度最終データ回収日	データ回収日 1	データ回収日 2	データ回収日 3	日数*	状況
05	南予	2013/5/1	2014/2/28	2014/5/27	-	-	392	終了
06	南予	2013/6/5	2014/3/4	2014/7/28	-	-	419	終了
07	南予	2013/6/5	2014/3/4	2014/7/28	-	-	419	終了
08	南予	2013/6/5	2014/3/4	2014/5/9	2014/6/11	-	372	終了
09	南予	2014/6/20	-	2014/9/27	2014/12/23	2015/3/4	258	継続中
10	南予	2014/6/20	-	2014/9/27	2014/12/23	2015/3/4	249	継続中
11	南予	2014/8/19	-	2014/9/27	2014/12/23	2015/3/4	177	継続中
12	南予	2014/8/19	-	2014/9/27	2014/11/24	2015/3/4	164	継続中

* 日数には設置日と回収日も含む。[カメラ 10]については 2015 年 2 月 23 日から撮影不能となり 3 月 4 日から再設置。[カメラ 11]については 2015 年 2 月 11 日から撮影不能となり 3 月 4 日から再設置。[カメラ 12]については 2014 年 11 月 18 日から撮影不能となり 12 月 23 日から再設置。

表 2. 自動撮影カメラ撮影状況

カメラ No	撮影された哺乳類*	種数* ³	撮影された鳥類**	種数* ³
05	タヌキ、テン、イタチ属の一種、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンリス、アカネズミ属の一種、ノウサギ	9	オシドリ、キジバト	2
06	イノシシ、ネズミ類(ドブネズミ大)の一種	2	カラスバト、キジバト、ハト科の一種* ⁴ 、イソヒヨドリ	3
07	イノシシ、ノネコ、イヌ* ⁵	3	ヤマドリ、キジ、キジバト、イソヒヨドリ	4
08	タヌキ、テン、イタチ属の一種、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ、ノネコ	8	キジ、シジュウカラ	2
09	タヌキ、ハクビシン、イノシシ、アカネズミ属の一種、ノウサギ	5	トビ、メジロ、ジョウビタキ	3
10	タヌキ、テン、イタチ属の一種、アナグマ、ハクビシン、イノシシ、ネズミ類(ドブネズミ大)の一種、ノウサギ	8	ヤマドリ、キジバト、シロハラ、ジョウビタキ	4
11	タヌキ、キツネ、イタチ属の一種、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ネズミ科の一種、ノネコ、猟犬	9	ヤマドリ、コジュケイ、キジバト、アオバト、トビ、シロハラ、イソヒヨドリ	7
12	タヌキ、キツネ、イタチ属の一種、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ、ノネコ	8	ヤマドリ、キジバト、アオバト、アオサギ、トビ、ハシブトガラス	6

* 哺乳類の種名および分類は日本野生鳥獣目録(環境省 2002)に準拠した。

** 鳥類の種名および分類は日本鳥類目録改訂第 7 版(日本鳥学会 2012)に準拠した。

*³ 「の一種」について、同一の上位分類群に属する種が確認された場合は 1 種として数えない。

*⁴ 画像からはカラスバトとカワラバトの区別がつかないものはハト科の一種とした。

*⁵ イヌは猟犬と推察されるが野良犬の可能性もあり。

4 まとめと課題

平成 26 年度の調査では、過去の生息情報や前年度までに寄せられた目撃情報などからニホンカワウソの生息の可能性がある地点を選定し、現地調査及び自動撮影カメラによる撮影を行ったが、ニホンカワウソのものと断定できるような体毛、足跡、糞や食痕といった生息痕跡は発見されなかった。また個体が撮影された、という直接的な存在を示すものも得られなかった。しかしながら、痕跡等が発見されなかったことでニホンカワウソの生息を否定するものではない。現在、調査に専従の調査員がいるわけではなく、現地調査に費やせる時間は必ずしも十分であるとは言えない。そのような状況の下で得られた調査結果のみで、県下のニホンカワウソの生息の有無を断定することは避けるべきである。生息密度の極めて低いとされるニホンカワウソの生存を検出するのは容易なことではなく、なるべく長期間調査を継続させ、生息の証拠となり得るものに遭遇する可能性を高める必要があると思われる。

平成 25 年 11 月以降、県内各窓口に寄せられる県内のニホンカワウソに関する情報が寄せられていないことより、環境省が絶滅と判断した 2012 年 8 月以降に高まっていた県民の関心は薄れてきているものと懸念される。また県内に普通に生息していた時代を知る人も高齢になっていくなかで、チラシや広報で関心を高めるとともに、情報が寄せられるのを待つだけでなく積極的に聞き取り調査等を実施し、過去の生息状況を取りまとめることも重要である。

ニホンカワウソに関する状況

1 国の「特別天然記念物」に指定

指定年月日：昭和40年5月12日

根拠法令：文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）
第69条

2 その他の指定状況等について

○愛媛県の「県獣」（ニホンカワウソ）に指定

指定年月日：昭和39年5月10日

指定根拠：公募

他県の指定状況：全国知事会の取りまとめによると、県獣を指定しているのは、愛媛県を含め11県であり、本県のみニホンカワウソで、本県以外はシカ、カモシカ、ホンシュウジカ、九州シカとなっている。

○「愛媛県レッドリスト」（ニホンカワウソ）

絶滅危惧Ⅰ類 … 絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）

掲載出展：愛媛県レッドデータブック（愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物）

○「環境省レッドリスト」（ニホンカワウソ（本州以南個体群））

絶滅危惧ⅠA類 … 絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの）—ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

→ 「第4次レッドリスト」平成24年8月28日 公表

絶滅…最後の生息記録が昭和54年であり、30年以上が経過していること。

ニホンカワウソのような中型の哺乳類が、人目につかないまま長期間生息し続けることは考えにくいこと。

これまでの生息確認調査等の結果から絶滅したものと判断（「ニホンカワウソ 絶滅に学ぶ生物学 安藤元一著」に基づき環境省が判断）

掲載出展：環境省編レッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物）

3 最近の目撃情報

24年8月以降 34件※

(生物多様性センター14件 自然保護課9件 動物園7件 宇和島市1件
ネイチャー企画3件)

場所	目撃の時期			計
	昭和年代	平成元年～ 20年	平成21年～ 現在	
東予	0	1	1	2
中予	0	1	4	5
南予	2	2	15	19
県外	1	1	6	8
計	3	5	26	34

※そのうち19件が南予地域からの目撃情報

4 主な目撃情報

	年月日	目撃情報
1	S 60年前頃	カワウソが田と川を行き来していた。
2	S 60年前頃	近海で夜釣りをしていたら、針にかかった獲物が手に届く直前にカワウソに盗られた。
3	15年位前	南予地域の地磯で、釣りをしているときに出てきていた。人の近くまで来て、釣り餌の落ちたものを食べていた。
4	約10年前の2月	錯誤捕獲した。今まで見たこともない獣で、足の裏の肉球に吸盤があり、水かきがあったのでカワウソと分かり、放獣した。 目と耳は小さい。頭部は先が尖っていて平べったい。(四万十の剥製とそっくり)
5	H 16, 17年頃	中予地域の海岸の沖、約30m付近で泳いでいた。時間帯は、18時前後。この頃は、目撃者は多数いた。
6	H 19年頃	体長1mほどのカワウソらしい動物(黒くて、白が少しあって、尻尾が長くて、体が大きく、ハクビシンでない動物)が谷川に下りる所を何度か見かけた。
7	H 23年10月下旬	中予地域の海岸の沖、約500m付近で目撃した。波に合わせて飛ぶような、浮くような泳ぎ方をしていた。80cm位あるように見えた。